

## 市第109号議案

### 横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定

横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を次のように定める。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

#### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「内閣府令」という。）の例による。

（運営に関する基準）

第3条 第1条の基準は、次条に定めるもののほか、内閣府令の定めるところによる。

（暴力団等の排除）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団、同条第4

号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であつてはならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を制定する必要があるので提案する。

参 考

子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定地域型保育事業の基準）

第 46 条（第 1 項省略）

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

（第 3 項から第 5 項まで省略）

（準用）

第 54 条の 3 第 44 条から第 54 条までの規定（第 45 条第 2 項を除く。）は、前条第 1 項の確認を受けた者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。